

すこやかヘルパーステーション指定訪問介護事業所

運営規程

(第3版)

医療法人 岐阜勤労者医療協会
すこやかヘルパーステーション

第1条：事業の目的

医療法人岐阜勤労者医療協会が開設する、すこやかヘルパーステーション指定介護訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定訪問介護（以下「訪問介護」という。）を提供することを目的とする。

第2条：運営の方針

- 一、事業所の訪問介護員等は、要介護者等が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の介護、その他の生活全般にわたる援助を行うこととする。
- 二、事業の実施にあたっては、要介護者等の所在する市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携を務めるものとする。

第3条：名称及び、所在地

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一、名称 ……すこやかヘルパーステーション
- 二、所在地……岐阜市北山1丁目16番13号

第4条：勤務する職種、員数及び、職務内容は次のとおりとする。

- 一、管理者 1名（常勤兼務）

管理者は、事業所の従事者の管理及び、業務の管理を一元的に行う。

- 二、サービス提供責任者 介護福祉士 5名（常勤兼務5名）

サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成・変更を行い、訪問介護の利用の申し込みに係わる調整をする。利用者の状況を把握し定期的にモニタリングを行いサービス担当者会議へ出席し他職種との連携、訪問介護員等の研修、技術指導・メンタルケアなどに当たり質の向上を図る。

- 三、訪問介護員 介護福祉士 21名(常勤兼務6名・非常勤職員5名
月契約非常勤10名)

訪問介護員研修2級課程修了者 9名（常勤兼務1名・非常勤職員3名
月契約非常勤5名）

准看護師資格者1名（常勤兼務1名）

訪問介護員等は、訪問介護の提供に当たる。

第5条：営業日及び、営業時間

一、事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

営業日 月曜日から土曜日までとする。

休業日、祝日、12月30日～1月3日をのぞく

（但し、利用者のご希望に添えるようご相談に応じます）

二、営業時間 平日 午前9時から午後5時まで

土曜日 午前9時から午後0時30分まで

三、電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

第6条：訪問介護の利用料等

1、指定訪問介護を提供した場合の料金の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割・2割又は3割の額とする。

2、通常の事業実施地域を越えて行う訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収する。

なお、自動車を使用した場合は、以下の距離別徴収額を基準とする。

一、片道10km以上～15km未満 300円

二、片道15km以上～20km未満 400円

三、片道20km以上 500円

3、前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

第7条：緊急時等における対応方法

訪問介護用員等は、訪問介護を実施中に、利用者の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

第8条：通常の事業実施地域

通常の事業の実施地域は、岐阜市、関市及び各務原市のそれぞれ一部とする。

地域詳細は、「通常の事業地域一覧」にて表示。

第9条：苦情を処理するために講ずる措置の概要

管理者は、別に定める「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」に基づき、利用者からの相談や苦情等があった場合、迅速に対応する。

第10条：非常災害対策

管理者は、非常災害対策防止と要介護者等の安全確保に努めなければならない。また、岐阜市地域防災計画への協力に努めることとする。

第11条：その他運営についての留意事項

- 1、従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。また、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する。
- 2、この規程に定める事項以外、運営に関する重要な事項は、医療法人岐阜勤労者医療協会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成30(2018)年 5月1日から施行する

平成30年(2018年)7月20日 人員・資格状況と利用料の変更を行った。

平成30年(2018年)12月1日 サービス提供責任者数・人員・資格状況の変更を行った。

通常の事業地域一覧

岐阜市	芥見・芥見東・岩・藍川・三輪北・三輪南・日野・早田・長良・華陽・白山・梅林・厚見・加納・加納西・木ノ本・徹明・岐阜・長森北・長森東・長森南の各小学校区
関市	金竜・瀬尻・旭ヶ丘・安桜・倉知・下有知・南ヶ丘の各小学校区
各務原市	那加第1・那加第2・那加第3・尾崎・各務・蘇原第1・蘇原第2の各小学校区